

## [事案 2019-108] 新契約無効等請求

・令和2年1月17日 裁定打切り

### <事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の取消しおよび契約をしなければ得られたであろう利益ならびに慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成27年12月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して、契約をしなければ得られたであろう利益および慰謝料を支払ってほしい。

(1) 休日に自宅を訪れた募集人から、解約しない限り「預けた預金は少なくなることはない」等と騙され、これを信じて代理店に預けていた定期預金および普通預金を解約して本契約を締結した。しかし、契約から約3年2か月後に代理店から、元本割れの状況にあるとの説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、パンフレットや設計書等の説明資料を用いて、元本保証がないことをはじめとする本契約のリスクについて明確に説明した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対する事情聴取を行った。なお、募集人はすでに退職していたため、事情聴取を実施することができなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 説明時に使用された設計書には、リスクを含む契約内容の記載があり、募集人が、あえて設計書の記載内容と異なる説明を行ったと認定することは難しい。
- (2) しかしながら、申込書類において、いずれも申立人の筆跡で実際の記入日とは異なる日付が記入されているが、申込日付は、一般に、クーリング・オフの起算日等を決定し得る重要事項であり、募集人はこの重要性を金融機関の従業員として当然熟知しているはずであるにもかかわらず、日付を訂正させていない。
- (3) 申立人は、募集人から指示を受けて実際とは異なる日付を申込書類に記入したと主張する。
- (4) 上記の点を判断するには、募集時の説明について詳細に確認する必要があるが、これらの事情を明らかにするためには、募集人への尋問や厳格な証拠調べ手続が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続きを打ち切ることとした。